

令和4年 民法応用2

第1

問

1. 本件において、DはAに対し、B債権の履行を求めようと考えられる。そして、Aはいかなる反論が考えられるか。

これに基き、本件B債権は有効に譲渡されているか。この点において、債権は片方の意思により自由に譲渡することができる。(民法(以下法令名略)466条)。もっとも、本件譲渡は2024年10月1日である。そして、当該債権の範囲は2025年7月1日から12月31日と、譲渡時において、将来のものである。

将来債権の譲渡について、当事者の自由な意思による譲渡の趣旨から認めるべきである。しかし、無制限な譲渡は相手方を不当に害することになる。それゆえ、ある程度範囲が確定している

本件において、始期と終期は定まっているといえる。よって、^{債権の範囲が確定している}本件債権譲渡は有効になされている。

2. ^{次に}これに対し、AはCに~~対して~~債権を有することを主張する(50条1項)と考えられる。この主張は認められるか。④ 要件としては「二人が互いに債務を負担」していること、債務が「同種の目的」を有していること、「弁済期」にあること、および相殺を許さない性質でないことである。

本件についての債権はAがCに対して有しており、弁済期も迎えているため、上記要件を満たすように思われる。しかし、B債権はすでにDのもとへ譲渡されているため、「互いに債

注釈の一覧 :令和4年度 令和3年度 民法応用2

ページ:1

-
- 番号 : 1 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/18 11:41:02
冒頭に簡単に請求原因事実を指摘してください。
その上で、記載いただいたそれぞれの反論が、なぜ有効な反論となるのか、当該反論の効果（権利の発生を障害するのか、権利の行使を阻止するのか、権利を消滅させるのか）を指摘して説明してください。
-
- 番号 : 2 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/17 22:29:31
466条の6により、将来債権譲渡は正面から有効とされています。
-
- 番号 : 3 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/18 11:52:23
目的債権の特定と、目的債権の範囲が広すぎるかどうか（公序良俗違反か）、は別の議論です。
目的債権の特定は、契約の成立に必要な本質的要素が充足されているか、という問題と整理するのが良いでしょう。
-
- 番号 : 4 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/18 11:53:35
事実を摘示してください。
-
- 番号 : 5 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/18 11:52:29
「この主張は認められるか」等、内容にかかわりのない文章を書くのは紙面の無駄ですので、意識して削ってみてください。
-
- 番号 : 6 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/18 11:54:24
問題意識は合っています。469条1項を指摘して、当てはめを行ってください。
-

(第 1 問)

1 務を負担しているといえないのではないか。しかし、相殺の
2 担保的機能の観点から、たとえ対抗要件具備前に譲
3 渡されていても、法的保護がなされるべきであり、要件は
4 相対する債務が存在するといえる。

5 したがって、相殺がみとめられAの主張は認められる。

1

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/17 22:36:30
具体的事実がほとんど出てきていません。これでは点数がつけられません。

第

2

問

1. EはBに対し、土地所有権(206条)に基づく建物収去
明渡請求をすることが考えられる。Eは本件土地を占有しており
EはBから土地上の建物を譲受けていることから本件土地を
占有しているといえる。ここでEの占有はBに対抗できるか

2. まず、Eは土地賃借人Aから建物を譲受けていることで
ともに土地賃借権も譲受けているといえる。

建物の所有権は敷設利用権と伴わなければ効果を
全うできないことから、従たる権利(87条2項類推適用)とに
付随する。

よって、Eは土地賃借権も譲り受けたといえる。

3. (1) もともと、土地賃借権の譲渡には、^{所有権の}承諾(61条
1項)を要するところ、本件においてはなされていない。それゆえ適
法に譲渡されたいのではないか。

(2) 61条2項は、無断転賃に際し解除を認め、^{転賃により}解除
は賃貸借が当事者間の信頼関係を基礎としてしているところ、
これが破壊されることにある。それゆえ、A当該賃貸人の行
為が当事者間の信頼関係を破壊するといえない特段の事
情がある場合にはみえられない。

4. 本件において、たしかにAが賃貸を続けることかできな
なった理由は脳梗塞というやむにやまれぬものであること
として、EはAの長男であり、Aと無関係な人間ではない
ため、信頼関係を破壊していないように思える。

しかし、本件増改築は、そもそも無断改築にあたり、

ページ:3

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 12:29:13
敷地利用権

番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 12:29:28
賃貸人の承諾

番号:3 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 12:30:00
理由付けも端的で、OKです。

番号:4 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 12:30:26
もう少し丁寧に事実を摘示しましょう。

番号:5 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 12:10:14
増改築をしたこと、と転貸をしたこと、は別々に解除原因を構成します。

(第 2 問)

1 AB間の契約により禁じられていた。そして、その内容も
2 和食用レストランからイタリアンと利用する層が大きく変わるもの
3 である。加えて、壁紙やインテリアなどを交換することにより、
4 建物買取請求権（借地借家法13条1項）を行使する
5 上で価値^{の把握を妨}を上げることにつながる。

6 5. それゆえ、本件転貸は信頼関係を破壊するものと
7 いえ、解除は認められる。
8

以上

(60分)

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル: ノート注釈 日付:2023/08/18 12:31:45
和食からイタリアンになることで、そこまで建物の価値に影響があるでしょうか。

令和3年度 民法応用2

第1問

1. DはBに対して使用者責任(715条)としての不法行為責任を追求すると考えられる。かかる請求は認められる。
① 要件としては①事業のために他人を使用していること②事業のために行われたこと③被用者が第三者に損害を与えたことである。

(2) ACは、Bに対してアルバイトの形態で雇用されていたところ、CはDの現金を横取り去っている。それゆえ、被用者が不法行為により損害をあたえたといえる。

よって、①、②については認められるものの、当該Cの行為が事業執行性を有しているか問題となる。

1. この点において、判例によれば行為の外形から判断し被用者の職務の範囲内に属するかどうかとの観点で判断されるべきである。

よって③ 本件についてみると、たしかにCはBから契約を締結する権限や敷金を受け取る権限を有していなかった。

しかし、不動産業はこのような契約や接受が行われる場であり、DにとってCがアルバイトの権限をもった従業員なのか判断することは難しいといえる。^{むしろ}加えて、その事業がDはCの行為が業務の一部であると考えていたと思われる。事業者執行性は認められる。

2. よって、本件Dの請求は認められる。

番号 : 1 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/18 18:34:32
正確な要件事実を基本書等で確認しておいてください。

番号 : 2 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/18 21:14:18
709条の要件への当てはめを行ってください。

番号 : 3 作成者 : s-matsuura タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/18 18:35:58
評価はOKです。実際にCが従事していた業務内容も踏まえた評価ができるとなお良しです。

1. 本件において、AはBに対し、賃貸借の終了による所有権目的物の返還請求を行うと考えられる。かかる請求は認められるか。

この点において、BはAとの間で2021年9月から2022年3月の6ヶ月分の家賃を払っていない。それゆえ、
① 不履行が認められ、解除が認められるように思われる。

(第2.1) これに対し、Bはたしかに不履行が認められる場合には解除となる。しかし、賃貸借契約は信頼関係を基調としており、これが破壊された場合に限り解除が認められる。そして、本件ではいまだ破壊されたとはいえないため、解除は認められないと反論する。この反論は認められるか。

問B1 貸借人は使用賃貸借契約と異なり、目的物を修繕する義務を負う。(606条1項)。本件についてみると、2021年9月トラックが目的物に衝突している。そして、これにトラック運転手の入場操作が原因であり、貸借人であるBの責に帰責性は認められない(同条14条)。それゆえ、Aが本件修繕を行わなければならないと行っていないため、110万円分について賃料と相殺(50%)があることができる。

また、9月から10月にかけて上記事故により、使用不可能となっている。それゆえ、この2ヶ月分において減額

1

2

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 21:20:36

信頼関係破壊の評価根拠事実としてではなく、履行遅滞に陥っている賃料債務の範囲が問題です。主張を要件事実^①に照らして正確に位置付けてください。

番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 19:37:05

解説でもこのようなロジックで書かれているように読めますが、端的に「必要費」（608条1項）に当たることを検討すればよく、賃借人に修繕権限があることまで検討する必要はないかと思います（607条の2第1号の通知をせずに修繕をしたら、必要費として償還できない、ということにはならないでしょう。）。

(第 2 問)

あるべきであり、(611条1項) Bの不払いの総額は
120万円となる。そして、上記110万円についてAが未払い
にあたるので、残額は10万円となる。この額は1万円
分に満たない額であり、加えて敷金として入れた60万円
と比べて大きいとはいえない。たとえ~~AA~~軽微な
ものといえ、信頼関係が破壊されたとはいえない。
4. よって、Bの反論が却下され、Aの請求は却下と
められぬ。

以上